

令和３年度 第１回 公民館運営審議会会議録

令和３年７月２９日（木）午後２時３０分～
貝塚市立中央公民館 視聴覚室

委員：中村委員 中川委員 西田委員 黒井委員 木村委員 中野委員
谷口委員 井上委員 井谷委員 萩原委員
事務局：鈴木教育長 樽谷教育部長 事務局 甲斐中央公民館長 小西浜手地区
公民館長 西野山手地区公民館長 井川中央公民館長補佐
上野中央公民館主査

事務局：定刻より早いですが開始したいと思います。

ただ今から、令和３年度第１回貝塚市立公民館運営審議会を開催いたします。
審議会事務局、中央公民館の甲斐と申します。よろしくお願いします。

さて、本年、令和３年度は、公民館運営審議会委員の改選期にあたります。

先に、案件１「第３５期（令和３・４年度）貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱」について、事務局から報告いたします。

今期は、昭和２８年度を第１期とし、第３５期の委員となります。委員の任期は令和３年６月１日から令和５年５月３１日までの２年でございます。

このたび委嘱いたします１０名の委員につきましては、先日５月２７日開催の教育委員会会議におきまして、承認いただいております。

１、第３５期（令和３・４年度）貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱について

中川政文氏他９名に第３５期貝塚市立公民館運営審議会委員を委嘱
期間令和３年６月１日～令和５年５月３１日

事務局：それでは教育長から各委員に委嘱状を交付させていただきます。代表で中川委員にお受けいただきます。

教育長から委嘱状を交付。代表して中川委員が受領。

事務局：教育長から挨拶をいただきます。

教育長：みなさんこんにちは。暑い中そしてご多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

連日、東京オリンピックの状況が放映されておりますが、その中で選手達の活躍を目にします。選手は、この大会のために５年間、一生懸命練習に取り組む、その成果を発揮されています。

その中で多くの選手達が「この大会を運営してくれたことに、オリンピックが開催できたことに感謝している」と聞きますと、やはりオリンピックが開催できたことは良かったなと考えています。

しかしながら日本全体をみますとコロナ感染症の方が現在1万人に迫る勢いで、非常に危惧する状況がおこっていると感じながら非常に難しい世の中であると思います。

本市においても、昨年、今年度において社会教育活動が出来ず、公民館、図書館も閉館するなどの状況が起こっております。その中でも何とか活動できないものかと考え、本市の社会教育施設ではリモートによる講座開催など含めまして、出来ることは何とか頑張っ取り組んでまいります。

この間、再認識できたことはやはり集まって出来るこの大切さ、一方で新たな可能性のあるやり方でできることもあると発見できました。そのような2つの側面があると思います。

これからの公民館活動におきましても、今までの活動に加えて公民館に集まって来れない、集まってもらえない人達に対してもどのような活動が出来るのか、そのようなことも合わせて研究しながら、更なる公民館活動を推進してまいりたいと考えております。今後、公民館運営審議会の委員の皆様には様々なご協議をいただきながらご助言をいただくこととなりますが、今後の本市公民館活動が更なる進展ができるよう努力してまいりますので今後ともよろしくお願いいたします。

(教育長公務により退席)

事務局：この審議会の根拠等につきましてご説明いたします。

事前に送付いたしております「公民館運営審議会に関する法令」をご参照ください。この審議会は、社会教育法第29条第1項の規定に基づき市の条例により設置されております。

また、第2項に「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」と定められています。

構成、会議の運営などの詳細は、本市の条例、規則で定められています。よろしくお願いいたします。

この審議会は議事録作成の都合上、録音させていただきます。ご了承ください。

本日は、1回目の審議会ということもあり、初顔合わせとなりますので、本日もご参会の委員及び事務局の自己紹介をお願いいたします。

では、委員の皆様からお願いいたします。

※順次委員自己紹介

事務局：次に、職員を紹介いたします。

※教育部長より順次職員自己紹介

事務局：本日の会議は、現在 10 名の委員全員が出席されており、欠席委員はいません。よって、審議会規則第 3 条第 2 項により審議会は成立しております。

本日の議事・案件の進行についてですが、先ほど終了しました案件 1 と案件 2 につきましては、事務局で進行させていただき、案件 3 以降につきましては、委員長・副委員長の選出後に、審議会規則第 3 条第 1 項により、委員長が議長となり進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

2、委員長・副委員長の選出について

事務局：では、次に案件 2 の審議会の委員長・副委員長の選出に入ります。

審議会規則第 2 条第 5 号により「委員長及び副委員長の任期は、1 年とし、再任を妨げない」となっており、「委員の互選により委員長及び副委員長を選出し、その会議の進行をお願いしているところです。委員長及び副委員長の選出については、どういう方法で選出いたしましょうか。

(委員の中より、事務局一任という声あり)

事務局：事務局一任という声があがりましたので、事務局からの提案で進めさせて頂いてよろしいですか。

(委員の中より異議なしの声あり)

事務局：異議なしの声があがりました。特に異議がなければ委員長は萩原委員、副委員長は井谷委員をお願いしてよろしいですか。

(賛成の声、異議なしの声あり)

事務局：異議はないものと認めます。では、委員長は萩原委員、副委員長は井谷委員をお願いいたします。拍手で承認願います。

(満場拍手)

事務局：審議会規則第 3 条第 1 項により、委員長が議長となりますので、萩原委員長に会議の進行をお願いいたします。

では、委員長に就任されました萩原委員長からごあいさついただきます。

委員長：こんにちは。昨日おとといあたりから緊急事態宣言が発令される可能性が出てきました。

現在のコロナ感染状況は、身近なところにも感染が迫っていると日々感じています。

日々刻々と変わる状況のなか公民館を運営するという近年に無い状況となっており、先が見通せない状況が続いています。

しかし、この状況がおさまって全てコロナ感染拡大前の元の通りにできるかとなると、そうとも限らない。曲がり角、変換点になるかと思います。

この公民館運営審議会でみなさんのご意見をいただいて、適切に判断いただいて公民館の力になれたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

3、審議会の進め方について

案件3、令和3年度公民館運営審議会の進め方について、事務局より説明願います。

事務局：議事を進める前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。なお、本日の資料につきましては事前送付しているものを持参していただくよう依頼申し上げます。

送付しました資料は、「令和3年度貝塚公民館事業方針」「令和3年度公民館予算内訳書」「公民館運営審議会に関する法令」「第35期（令和3・4年度）貝塚市立公民館運営審議会委員名簿」そして「令和2年度第4回公民館運営審議会会議録案」以上5点でございます。

また、本日、「公民館タイムズ（夏）」と「貝塚公民館のあゆみ」および「一年の取り組み」を配布しております。ご確認ください

それでは、審議会の進め方についてご説明いたします。

この審議会の法的根拠、目的に関しては先程説明いたしました「公民館運営審議会に関する法令」を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

必要に応じて公民館から委員の皆様にご相談をいたしますので、それに対する答申をお願いすることになります。例年4回程度、1回2時間程度の会議を開催いたしておりますので、諮問答申以外の会議につきましては各種事業の企画実施について調査審議していただくことになります。

審議会の招集及び進め方につきましては、貝塚市立公民館運営審議会規則第3条に「審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる」、「審議会の会議は委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない」、「審議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定されていますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様はそれぞれ推薦を受けた選出母体がございますので、活動の中で培った技術や知識、情報などを活かして、実りある会議にしていきたいと考えております。

公民館といたしましては、できるだけ委員の皆様が具体的に意見を出しやすい審議会になるような資料作りに努め、可能な限り開催通知を送付するタイミングでお手元に届くようにしたいと考えております。

委員の報酬、費用弁償、また、その支給方法につきましては、別途条例の規定により、1回の会議で税・交通費込で8,000円を審議会終了後、概ね10日ほどで所定の口座へ入金いたします。入金額(7,755円)は源泉徴収(源泉徴収3.063%)後の額となります。本市に口座登録されていない委員につきましては今回、金融機関の口座情報及びマイナンバー情報の提出をお願いしているところがあります。よろしくお願いいたします。

審議会の会議録については、その都度、市のホームページで公表しており、毎回ICレコーダーで録音し、会議録を作成いたしますが、話し言葉を文章化するのに時間を要しますので、案を見ていただけるのは、次回の審議会開催通知を送

付するタイミングになりますので、ご承知おきください。その案に対して修正などのご意見は、開催通知の送付された審議会で発言していただくことになります。ご審議いただく会議録には、発言者の名前入りの会議録となりますが、ホームページに公開する会議録では委員の名前を伏せた状態のものとなります。ただし、委員長、副委員長、事務局側では部長、中央公民館長は肩書きでの表記となります。

委員長：今の説明について、質問、ご意見ございましたら挙手でお願いいたします。

(特に意見なし)

委員長：意見はありませんでしょうか。では次に案件4、令和2年度第4回審議会の会議録について、事務局より説明をお願いします。

4、令和2年度第4回審議会の会議録について、

事務局：審議会の会議録についてご説明いたします。

事前に送付いたしました令和2年度第4回公民館運営審議会の会議録につきまして、ご確認いただきお気づきの点などございましたら、この場でご意見を願います。

委員長：前回会議録について何か訂正、ご意見はございませんか。

(特に意見なし)

委員長：特に修正等はありませんでしょうか。修正等のご意見もないようですので案件4はここまでとします。次に案件5、今年度の事業方針・予算等について事務局よりご説明をお願いします。

5、今年度の事業方針・予算等について

事務局：それでは、事業方針につきまして「令和3年度貝塚公民館事業方針」に基づきご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

この事業方針は、前文にあるように公民館の各事業は、日本国憲法・教育基本法及び社会教育法の理念はもとより、本市が策定するまちづくりの指針である「第5次貝塚市総合計画」（平成28年度）、「第2期貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年度）、及び、教育委員会が定めた「令和3年度教育努力目標」に沿って作成しております。

各事業の共通留意事項について、5点掲げております。

1点目は「新型コロナウイルス感染症対策を含め、常に「安全・安心」を考えた事業展開に取り組む。」

2点目は「常にSDGs（持続可能な開発目標）の実現を意識した講座・事業につなげる。」

3点目は「市民の主体的かつ参画型による講座内容の充実を図り、新たな利用者を開拓する。」

4点目は「関係機関と連携を深め、公民館からの情報発信をさらに進める。」

5点目は「公民館での学習や交流を通じて、人権意識の高揚と地域の活性化を図る。」

以上でございます。

次に、分類しております事業についてご説明いたします。

これらは「公民館主催事業」「人材養成事業」「地域連携事業」「団体支援事業」「三館連携事業」の5事業からなっております。さらに「公民館主催事業」は「青少年対象事業」「子育て支援事業」「成人対象事業」「人権課題事業」「文化振興事業」の5事業に分けられます。

「青少年対象事業」は、館が取り組む活動分野を広げ、青少年がいきいきと地域で活動し、健全に成長することをめざす事業です。

中高生の自主的活動を支援する「レッツ TRY」、小中学生を中心とする「夏の子ども講座」などの事業を実施します。

「子育て支援事業」は、孤独になりがちな子育てに対する悩みなどの情報が共有され解決できる場として、地域ぐるみの子育てを進める事業です。0歳児を持つ親の出会いと交流の場である「赤ちゃんルーム」、子育てについての学習と仲間づくりの場である「おや子教室」などの事業を実施します。

「成人対象事業」は、生涯を通じ、自主的な学びができる講座、日々の健康・介護予防を意識した講座、また、障がい者の可能性・社会参加を考える講座などにより、異世代交流やまちの魅力発見が増す講座プログラムを充実・発展させ、若者や勤労者を含む新たな参加者の発掘を進める事業です。NEW つるかめ大学・ノルディックウォーキング・ダイエットボクササイズ・ふれあい料理などの多彩な講座・事業を実施します。

「人権課題事業」は、館が実施するあらゆる講座・事業を通じて、人権感覚を磨く場を提供できるように講座内容を充実させ、受講者及び支援者の拡大を図る事業です。また、在住外国人が本市で生活できる支援として、日本語よみかき教室も行います。

「文化振興事業」は、市民の文化活動の場や文化芸術にふれる機会を増やし、文化が生活にうるおいと安らぎを与えられるまちづくりを進めていくため、館が実施する事業を通じ、各種団体の自主性を育てる文化事業に取り組む事業です。ロビーコンサート、ジャズライブなどの事業を実施します。

以上が、「公民館主催事業」に属する5事業です。

次の「人材養成事業」は、地域コミュニティの活性化と地域課題解決のために市民と協働し、公民館活動を通じて核となる人材の発掘や「保育ボランティア」などの様々な事業協力ボランティアの養成、また、館利用者等の地域交流貢献活動の拡大を図る事業です。

次の「地域連携事業」は、館が実施する講座事業を契機に、町会や地域で活動する団体と連携し、地域づくりに積極的に取り組み、地域コミュニティの活性化につながるように支援する事業です。移動公民館、各館のロビー活用、公民館まつりなどがあります。

次の「団体支援事業」は、館活動を通じて育っている市民の自主的なグループ活動や文化活動を支援し、各団体の自主性と地域交流活動の拡大を促進し、新たな活動グループの育成に努める事業です。

最後になります「三館連携事業」は、貝塚公民館の活動を全市的に広げるために、各館が各々の地域性や特色ある活動を進め、三館の職員及び利用者の調整・連携を深め、より効果的な事業を展開するものです。「貝塚公民館大会」、「しゃべり場★公民館」などの事業を実施します。

以上が、事業方針の説明でございます。

次に、令和3年度公民館予算について説明いたします。

「令和3年度公民館予算内訳書」をご覧ください。

では、3公民館の欄を中心にご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

令和3年度では、公民館使用料290万9千円、コピー使用実費徴収金・自販機設置使用料などによる雑入126万1千円により、合計417万となり、令和2年度と比較し39万1千円の減額となっております。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少を見込み、公民館使用料を37万円の減額としているためです。

次に、歳出をご説明いたします。

合計は、3,258万9千円であり、令和2年度に比べ309万7千円の減額となっております。

その要因は、前年度、中央公民館において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、ワイヤレスアンプなどの放送設備を購入するため、備品購入費の補正予算309万7千円を計上したことによりです。

以上が、令和3年度公民館の当初予算の説明でございます。

また、これとは別に資料はお示ししておりませんが、文化庁の「文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業」に係る補助金を活用し、浜手地区公民館、山手地区公民館における新型コロナウイルス感染防止対策として、手指用アルコール、空気清浄機、非接触型体温計等の購入、及び、トイレ和式便器の洋式抗菌便器化、手洗い蛇口の自動センサー化、山手地区公民館のホール空調設備の圧縮機を更新するための工事などに係る経費として、2,703万2千円の補正予算を6月議会において可決いただいたところです。

なお、今回の補助金の対象となる施設が、50席以上の劇の鑑賞ができるホールを有する施設となっているため、専用ホールのない中央公民館は補助の対象となりませんでしたが、利用者みなさまに安心してご利用いただけるよう、2館同様、感染防止対策を徹底してまいります。

以上をもちまして、令和3年度の事業方針及び予算説明を終わります。

委員長：ただ今の案件についてご質問、ご意見ございませんか。

(委員より質疑意見なし)

委員長：特になければ私から質問しますが、最後の文化庁の予算が約 2700 万とおっしゃっていましたが、山手地区公民館と浜手地区公民館には交付金としておりるということですが、中央公民館ではコロナ関係で新たに予算をつけるということはありませんか。

事務局：今年度において中央ではコロナ関係の補正予算はありません。しかし、昨年度の地方創生交付金で新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、野外アンプ 7 台とマイク 17 本、ワイヤレスマイク 9 本を購入し各公民館において使用しております。

委員長：今年の交付金では、便器の改修が大きな額となりますか。

事務局：トイレの改修が最も大きい額となります。

委員：昨年アドバイザーの件が議論されたかと思いますが、公民館の説明にありませんでしたがアドバイザーの方には今年においても、指導してもらえるのですか。

事務局：今年度においても、アドバイザーにはこちらから運営や活動の状況について情報提供をおこなっております。7/5 には公民館三館長との会談および公民館活動の視察をおこないました。

クラシックのコンサートの様子も見に来てもらえることになっています。

今後も室谷先生には公民館活動へのアドバイスを頂く予定です。

委員：昨年度、委員だった私達はアドバイザーの委嘱経緯を議論し、実際に会って話したりしているので、アドバイザーのことを詳しく知っているが、はじめての委員の方はご存じないので、事務局から説明があるとありがたいと思います。

事務局：アドバイザーは大学などで教員をしておられ、子育て関係の研究をされています。阪南市の公民館運営審議会委員もされておられ、本市教育委員会の点検評価委員も務めておられます。そのような関係で公民館活動に関しても、助言をいただいている方です。

委員：予算内訳書について質問はないのですが、コロナ感染拡大が続くとなると Zoom を使ったオンライン講座なども考えていく必要があります。ところが中央公民館には Wi-Fi 環境のないのは問題だと思います。

地方創生交付金などのコロナ関係で予算をつけるのは難しいのでしょうか。

事務局：現在、本庁の建替えが進んでおりますが、現庁舎も環境が無い状況です。現在は全課が情報統計課の持つ Wi-Fi 機器を借りてオンライン 会議などを行っています。情報統計課では Wi-Fi 機器を増加するという話も聞きますが、詳しくはわかりません。

中央公民館に Wi-Fi 環境を整えるとなると、事業団やコスモシアター全体の調整が必要になりますが、所属部局が違うので調整が大変です。ランニングコストなど現時点でははっきりできないところです。

中央公民館は建物の管理を事業団が行っておりますし、また、本庁建替え後の Wi-Fi 環境については未調整と言わざるを得ません。

委員：Wi-Fi 環境の調整をやってほしい。できれば Wi-Fi 環境の整備をする方向で検討してほしい。

事務局：Wi-Fi 環境を整える必要性については、その認識はあるが方法について現在検討中の段階です。Wi-Fi 環境を整えるには方法はあるが、そのやり方については検討すべき課題です。

ハード面の整備についての認識はあるので、少しお時間をいただきたい。

事務局：山手・浜手地区公民館でもうまくつながらない場合があります。山手・浜手地区公民館にはもともと避難所だったからという理由で、Wi-Fi 環境が整備されていきました。市全体では Wi-Fi 環境の整備はこれまでなかった。

だから、「山手・浜手地区公民館には Wi-Fi 環境はあるのに中央は・・・」ではなく、山手・浜手地区公民館は避難所だったからという認識でいてほしいと思います。

事務局：補足ですが図書館や福祉センターにおいても Wi-Fi 環境は整備されていません。

委員：やはり、山手・浜手地区公民館が避難所になることは大きなポイントであると認識しておきます。

委員長：公民館はスクリーンや Wi-Fi 環境のほかいろんなものがなくて、より多くの整備が必要になる。

Wi-Fi 環境を充実することは安心安全の面でも重要なこと、避難所にその環境があるというのはそういうことです。

それでは、次の案件 6 「その他の案件」について、事務局から説明願います。

6、その他

事務局：ここで、前回の審議会以降の 3 公民館の事業報告をします。

※パワーポイントによる事業報告（全体及び三館）

全体：前回からの動きと貝塚市、公民館の対応について説明

※4/25～ 緊急事態宣言により公民館閉館

職員はワクチン関係やプレミアム商品券の他課の事務についてサポート
また子どもたちが社会教育施設の見学ができないので、施設を紹介する
YouTube 動画の作成

*6/20～ 20 時まで開館

*7/12～現在 21 時まで開館、夜間のクラブ活動、開始するところあり。

中央：春一番コンサート、2020 子ども講座（和楽器 さをり織 あそび隊 HIPHOP）
New つるかめ大学、日本語会話よみかき教室、文化事業、いすヨガ、スポーツ吹矢、ノルディックウォーク、公民館だヨ！ Zoom で集合、プレーパーク活動動画の紹介

浜手：浜手歌声サロン、シルバーライフ、パパサロン、子育てサロン、シニア世代の筋力アップ講座、はじめての Zoom サロン、かしこく夜活、浜手アフタヌーンコンサート

山手：水間末廣座、親子参加の講座（ミニこいのぼり、オリジナルアート）
保育付講座「プレワーキング母（ママ）のススメ」、デニム de りめいく、健康的な布ぞうりを作ろう、スマホでイキイキライフ、たまねぎ劇場
夏の子ども講座、公民館でキャンプ体験

委員長：ただ今の報告についてご質問、ご意見ございませんか。

木村委員：プレーパークについてですが、去年は参加人数が多くなったかと思いますが、今年は何のくらいの人数が参加されていましたか。

事務局：開催初日は開催早々、多数の人が受付に並びプレーパークに参加していました。2 日目以降は思いのほか、参加者は少なかったということをスタッフより報告を受けました。

委員：延べ 359 名です。

プレーパークに来られた方に何を見て参加しようと思ったのか聞きとりをしました。ホームページなどを見てくれた人が多かったように思います。今年は小学校の全校配布が出来なかったのも、メンバーが作成しましたプレーパーク宣伝動画を配信しました。

委員：効果はありましたか。

委員：効果あったと思います。口伝え、動画拡散などで広がりプレーパークを知り、参加してくれた人もいます。

委員：公民館の大事な事業である、夏の子ども講座に沢山のこどもたちが参加されているということを聞いています。充実した夏休みを送れるようにと立派な講座を考えていただき、山手地区公民館 10 件、浜手地区公民館 8 件、中央公民館 10 件の開催予定ということですが、どのくらいの人が応募してきたのでしょうか。大半の講座が抽選だったと聞いているのですが。

事務局：中央公民館では、「ピザを作ろう」の講座では10人の募集枠に対して130名弱の応募がありました。総じて料理系の講座は毎回人気があります。他の講座も募集人数に対して1.2倍程度の申込があり、全体的に「夏の子ども講座」の人気は高かったようです。

委員：そのように申込が多いなら、受講出来なかった方のために再講座も考えたらどうでしょうか。そのような対応で出来るだけ多くの方に公民館に来てもらうようにしなければならないと思います。調整は必要だが、次回以降、検討してもらいたいと思います。

委員：続きになりますが、10名に100名の申込みがあり「抽選に漏れたから残念でした」ではなく、人気のあった講座などは2回、3回とやってもらったら良いのではないのでしょうか。

しかし、コロナ禍の時期に3館ともよく頑張っておられたと思いました。

何でもコロナということで中止にせずに、今後も工夫しながら、考えながら、感染対策も行いながら開催していただければと思いました。

委員：先程の報告になかったのですが、出前講座はコロナ禍では開催するのが難しいといったことが原因なののでしょうか。

事務局：報告にはなかったのですが、出前講座の依頼申込の受付は数件ありました。開催した町会もありましたが、開催前にコロナ対策の関係で中止を申し入れがあったという場合もありました。

委員長：「ピザを作ろう」の料理講座には130人ほど募集があったといいますが、例えばレシピを動画で紹介するなど参加出来なかった人たちが動画を見ていただいて各家庭で作るなど違う工夫などはどうでしょうか。動画配信などがまだまだ厳しい状況であるなら、動画を教材のように利用するなどはいかかでしょうか。

事務局：「貝塚の知恵袋」協力の「親子で作ろう和菓子スイーツ」では、レシピを貝塚市のFacebook・Lineなどで事前に宣伝も重ねて動画配信しました。ただ、他課においてもFacebook・Lineで情報発信をしていきますので、だんだん動画の位置が下がってしまいました。大人気の「ピザを作ろう」・「親子で作ろう和菓子スイーツ」においてはレシピをもらっているので配布などを検討します。山手地区公民館でのSDGsに絡めた講座においても行程段階などの動画は掲載しました。少しずつですがFacebook・Lineにおいて沢山の人が観て頂けるようには考えております。

委員：わたしは、「貝塚の知恵袋」で担当していますが、中央公民館での2回目の「親子で作ろう和菓子スイーツ」講座をやる時にZoomで山手地区公民館、浜手地区公民館とつないで開催してはどうでしょうか。そうすれば、いろんな人にも見て、聞いてもらえると思いますが。

以前は阪大落語研究会などをお願いして落語会を町会において対面でできていたのが、現在は Zoom を利用し開催しています。多くの人に見てもらいたいと思っています。

事務局：沢山の方に講座参加していただきたいところではありますが、Zoom 機材確保や新しく講座参加募集を行うなど現時点では三館の講座室のスケジュールなど調整が難しいところであります。山手地区公民館、浜手地区公民館の参加者募集をどうするのかという問題があり、ご要望はお聞きしますが現時点では難しいかと思います。

委員：「貝塚の知恵袋」でも Facebook や YouTube で流したいと思っています。

事務局：今後、動画などの公開については著作権なども考えて担当者、協力団体などと相談して進めていきたいと考えます。

委員：緊急事態宣言が発令されそうだが 前回の緊急事態宣言の時は、公民館は閉館していました。クラブ協議会や子育てネットワークの会などでは集まって話し合いが出来ないと組織づくり、組織運営が難しいことがあります。公民館として団体や利用者の組織づくりや学びをどのように考えているのでしょうか。公民館の運営はコロナ禍においても必要なことでもあると考えますので、出来れば完全閉館ではなく、何とか一部開館などということを希望致します。

事務局：我々も出来る限り活動できるような方法も考え開館したいと考えているが、緊急事態宣言などでは大阪府の方から施設運営について要請があり、市としては大阪府の要請に従わなくてはならないとも考えています。我々も苦渋の選択を迫られている状況であります。ただし、緊急事態宣言下でも職員は公民館において業務をしています。その状況のなかでも市民と連絡を、またつなげるためにも、協議する方法については、今後、考えていきたいと思います。

委員：貝塚市、大阪府にどちらも地方自治体であります。大阪府も含め、他の地方自治体と貝塚市の関係は対等の立場ではないのでしょうか。大阪府が行なう対策、要請などを貝塚市が全面的に従わなければならないのでしょうか。

2 番目に貝塚市が貝塚市で住民の意向を聴きながら判断してはいけないものなのか、非常事態宣言の時、東京都はまた都内の地方自治体は全面的に施設閉館しているのですか、その状況下で民間の同様の施設はどのような対応をしているのでしょうか。

3 番目はそのような状況であっても市民は生活をしている訳であり、社会教育活動というものは必要と考えます。だから閉館なので我慢しろというだけでなく、少しでも運営出来る方法を考えるのも行政の役目ではないのではと思います。

事務局：国、府からの緊急事態宣言発出にあたり、様々な要請があり飲食店への要請や、公共施設の開館について大阪府の方針もあって、本市独自の運営も考えましたが、近隣各市の状況なども鑑み、大阪府の方針に従うという結論に貝塚市の判断となりました。

民間の施設については把握できていないところもありますが遊興施設ごとによっては細かい要請があります。興業的な施設で要請が緩くなったところもあります。

公共施設においては一定、各自治体は大阪府と同様の方針を取っています。

市民の方に我慢をして頂くということは、つらい部分ではありますが市の方針として考えております。

委員：東京などの公的施設、各地方自治体も閉館しているのですか、全部の施設が閉館しているのですか。

事務局：国の決定によりそれぞれの都道府県が決定しております。

委員：それならば大阪府に対して貝塚市からそれぞれの自治体の判断を行うこと要望書を提出出来ないものですか。

事務局：府の要請を市が受けるかたちなので厳しいと思われます。

委員：最後に言いました、その状況下でも市民生活は続きます社会教育活動というものが必要なので閉館というなかでどのような対応を考えていただけますか。

事務局：現在においても社会教育施設全体で各出来ること探し考えています。

委員：その当事者・利用者の意見を聞いてもらいその中でコロナ禍での出来る運営を考えて頂ければと思います。

事務局：様々な意見があるなか、市民に誤解を受けないように、出来ることはないかと考えていきたいと思っています。

委員：公共的な施設なので厳しい部分もあるのは理解できます。

自分たちや仲間内で Zoom・Line などでは話など出来ませんが、そこに公民館職員が関わって話をすることが社会教育の一つであり、それが公民館そのものですから、公民館職員が入ってもらって共に考えていくことは大事であると思います。

「こういう方法があるのでやっていきませんか」等いろいろ提案していただきたいし、私たちも公民館にいろいろ提案していきたいと考えています。

事務局：Zoom の活用なども含め、今後も利用者と一緒にできることを考えていきたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

委員長：ここで議論を整理していきたいのですが、緊急事態宣言が発出された場合、大阪府がどういう方針をとるのかという問題があります。

今まで何回と緊急事態宣言が発出された中で、一方的に公民館から閉館するという決定をする前に、また閉館した後であっても、利用者の皆さんと話を頂き、どのようなことが可能なのか、あるいは、この会議については開催させて頂きたいであるなど公民館とやり取りする場が必要だと思います。そこは各館のク

ラブ協議会やしゃべり場など利用者と協議する場を設定してもらうことを要望します。ぜひ積極的に考えていただきたいと思います。

委員：緊急事態宣言が出て、大阪府からの要請だからといってその通りにするばかりではなく、何かもっと出来ることを考えて、考えた結果、最終的に出来ないとなれば仕方がないとも思いますが、とにかく出来ることを考えることが大事だと思います。私自身の活動も含めて考えていきたいと思います。公民館を必要とする方もいらっしゃるので、さらに真剣に考えていくことが必要と思いました。

委員長：委員の皆様の貴重なご意見ありがとうございました。

他、ご意見がないようですので以上をもって第1回公民館運営審議会を終了いたします。

緊急事態宣言が発出された場合、是非、この場で話し合った内容をみんなで各館で話しをして考えてほしいと思います。

皆様、長時間、議事運営にご協力いただきありがとうございました。

事務局より、次回の日程について報告をお願いします。

事務局：次回の日程について、10月を予定しています。具体的な日時については皆様と調整して決めていくということでよろしいでしょうか。

(委員承諾)

閉 会